

銚子市こども食堂支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域社会におけるこどもたちの健全な成長を支援することを目的としてこども食堂を運営する団体等を支援するため、市が予算の範囲内で交付する銚子市こども食堂支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、銚子市補助金等交付規則（昭和33年銚子市規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) こども食堂 主にこどもに対し、無料又は低額で栄養のある食事（弁当、配食等を含む。）を提供し、こどもと地域をつなげるボランティア活動をいう。
- (2) こども 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、市内でこども食堂を運営する団体又は個人のうち、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するものとする。

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定による許可を取得し、若しくは同法第57条第1項の規定による届出をし、又は管轄する保健所長に行事開催届を提出しているものであって、関係法令を遵守し、かつ、衛生管理を適切に行っているもの
- (2) 食品衛生法第55条第1項の規定による許可を取得している飲食店等から食事の提供を受けるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者とし
ない。

- (1) 市税等（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第14号に規定

する地方団体の徴収金であって、市が徴収するものをいう。)の滞納があるとき。

(2) こども食堂を運営する者が、次のいずれかに該当するとき。

ア 団体にあつては、銚子市暴力団排除条例（平成24年銚子市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団であるとき。

イ 団体にあつては、その構成員のうちに銚子市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等があるとき。

ウ 団体にあつては、その構成員のうちに、ア又はイに掲げるものと密接な関係を有する者があるとき。

エ 個人にあつては、銚子市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等であるとき。

オ 個人にあつては、ア又はエに掲げるものと密接な関係を有する者であるとき。

(3) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とする団体であるとき。

(4) 国、他の地方公共団体、特定非営利法人その他の団体から補助金と同等の運営費に係る給付を受けているとき。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事項を全て満たすものとする。

(1) こども食堂を市内で開催すること。

(2) 千葉県のウェブサイトにかども食堂として掲載されていること（現に千葉県に対し、掲載の依頼を行っている場合を含む。）。

(3) こども食堂の運営に当たっては、責任者を配置し、安全に配慮して開催すること。

(4) 主な利用者が、こども及びその保護者並びに地域住民であること。

- (5) おおむね2か月に1回以上、こども食堂を開催すること。
- (6) 1回当たり10名以上の利用者が参加できる規模であること。
- (7) こどもに対する食事の提供に係る料金が、無料又は低額であること。
- (8) 食事の提供に当たっては、食品事故防止に努めるとともに、衛生指導に関し必要に応じて保健所の指導に従い、かつ、参加するこどもの食物アレルギーの有無の確認等、食物アレルギーを原因とした事故等の発生防止に努めること。
- (9) イベント賠償責任保険、レクリエーション保険その他の事故が発生したときに対応するための保険に加入すること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる項目に応じ、それぞれ同表補助対象経費の欄に定めるところによる。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる額のいずれか低い額とする。

- (1) 別表に掲げる補助対象経費の総額から補助対象事業に係る補助金以外の収入（補助対象者からの補助対象事業への繰入金による収入を除く。）を控除して得た額
- (2) こども食堂の開催1回につき10,000円に年間の総開催回数（次条の申請をした後に開催した回数に限る。）を乗じて算出した額
- (3) 120,000円

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、銚子市こども食堂支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 事業収支予算書（別記様式第3号）

- (3) 消費税等仕入控除税額確認書（別記様式第4号）
- (4) 団体の場合にあつては、その規約又はこれに類するもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の書類を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の額及び当該額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して提出しなければならない。ただし、当該書類提出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定）

第8条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、銚子市こども食堂支援補助金交付決定（却下）通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の概算払）

第9条 補助金は、当該補助金の対象となつた事業が完了した後において交付する。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、前条の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をした額の範囲内において、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前項の規定により補助金の全部又は一部の概算払を受けようとするときは、銚子市こども食堂支援補助金概算払請求書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、当該年度の事業が完了したときは、完了した日から起算して10日以内又は3月31日のいずれか早い日に、銚子市こども食堂支援補助金実

績報告書（別記様式第7号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業開催状況報告書（別記様式第8号）
- (2) 事業収支決算書（別記様式第9号）
- (3) 補助対象事業に係る支出書類の写し
- (4) 補助対象事業の内容が確認できる写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 交付決定者は、前項の報告をするに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して提出しなければならない。

3 前項の場合において、交付決定者は、消費税等仕入控除税額報告書（別記様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績の報告があったときは、交付すべき補助金の額を確定し、銚子市こども食堂支援補助金額確定通知書（別記様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、銚子市こども食堂支援補助金交付請求書（別記様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を目的以外に使用したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、その旨を当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、すでに補助金を交付しているときは、期限を定めて交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第5条関係）

項目	補助対象経費
食材費	食材の購入費
消耗品費	調理消耗品、消毒剤等消耗品、プリンターインク、用紙等の購入費
印刷製本費	事業に係るチラシ、ポスター等の印刷費
通信運搬費	郵送料等
保険料	傷害保険、賠償責任保険等の保険料
検査料	腸内細菌検査に係る検査料
使用料・貸借料	開催会場の使用料又は貸借料
手数料・負担金	食品衛生責任者養成講習会の受講料及び振込手数料並びに研修負担金

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。